

議案第68号

米原市長の給与の特例に関する条例の制定について

米原市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年7月21日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

職員の懲戒処分に伴い、市長の給料月額を平成29年8月1日から平成29年8月31日までの間減額するため、この案を提出するものである。

米原市長の給与の特例に関する条例

市長の平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間における給料月額は、米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 37 号）第 2 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

（米原市長等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 米原市長等の給与の特例に関する条例（平成 25 年米原市条例第 13 号）は、廃止する。

（有効期限）

3 この条例は、平成 29 年 8 月 31 日限り、その効力を失う。